

第 7 5 号議案

足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する
条例

上記の議案を提出する。

平成 1 5 年 9 月 2 2 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する
条例

足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成 1 1 年足立区条例
第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条第 2 項中「再生資源の利用の促進に関する法律」を「資源の
有効な利用の促進に関する法律」に、「第 2 条第 1 項」を「第 2 条第 4
項」に改める。

第 2 5 条中「収集運搬し、及び」を「収集し、及びこれを運搬する等、」
に改める。

第 3 5 条の次に次の 2 条を加える。

（特定家庭用機器廃棄物の排出方法）

第 3 5 条の 2 占有者は、特定家庭用機器再商品化法（平成 1 0 年法律
第 9 7 号）第 2 条第 5 項に規定する特定家庭用機器廃棄物を排出しよ
うとするときは、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者
又は再商品化等（特定家庭用機器再商品化法第 2 条第 3 項に規定する
再商品化等をいう。）をする者に、適切に引き渡さなければならない。

（パーソナルコンピュータの排出方法）

第 3 5 条の 3 占有者は、パーソナルコンピュータ（その表示装置であ
ってブラウン管式又は液晶式のものを含む。）を廃棄のため排出しよ
うとするときは、その製品を回収し、再資源化（資源の有効な利用の
促進に関する法律第 2 条第 6 項に規定する再資源化をいう。）をする

者がある場合には、その者に適切に引き渡さなければならない。

第 37 条を次のように改める。

(排出禁止物)

第 37 条 占有者は、区長が行う家庭廃棄物の収集に際して、次に掲げる物を排出してはならない。

(1) 有害性の物

(2) 危険性のある物

(3) 引火性のある物

(4) 著しく悪臭を発する物

(5) 特別管理一般廃棄物に指定されている物

(6) 前各号に掲げるもののほか、家庭廃棄物の処理を著しく困難にし、又は家庭廃棄物の処理施設の機能に支障が生ずる物

2 占有者は、前項各号に掲げる家庭廃棄物を処分しようとするときは、区長の指示に従わなければならない。

第 51 条第 1 項中「収集及び運搬をした」を「処理を行った」に、「収集及び運搬をする」を「処理を行う」に改め、同条第 2 項中「収集及び運搬をする」を「処理を行う」に改める。

第 59 条第 3 項第 4 号ア中「第 7 条第 3 項第 4 号イからチ」を「第 7 条第 5 項第 4 号イからヌ」に改め、同号ウ中「経過しない者」の次に「(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る足立区行政手続条例 (平成 7 年足立区条例第 21 号) 第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から 5 年を経過しないものを含む。) 」を加え、同号中エをカとし、ウの次に次のように加える。

エ この条例の規定による許可の取消しの処分に係る足立区行政手続条例第 15 条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に規則で定める一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業のいずれか

の事業の全部の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの

オ エに規定する期間内に規則で定める一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出があった場合において、エの通知の前日60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの

第59条中第6項を第8項とし、第5項を第7項とし、第4項の次に次の2項を加える。

5 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「許可の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なお効力を有する。

6 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

第60条第2項中「第5項」を「第7項」に改める。

第63条の見出しを「（事業の停止命令等）」に改め、同条各号列記以外の部分中「その許可を取り消し、又は」を削り、「若しくは区長」を「又は区長」に改め、同条中第3号を削り、同条第4号中「第5項」を「第7項」に改め、同号を同条第3号とする。

第63条の次に次の1条を加える。

（許可の取消し）

第 6 3 条の 2 区長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。

(1) 第 5 9 条第 3 項第 4 号アに該当するに至ったとき。

(2) 前条の規定による事業の停止命令に違反したとき。

2 区長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

(1) 第 5 9 条第 3 項第 4 号イからカまでのいずれかに該当するに至ったとき。

(2) 前条各号のいずれかに該当するとき。

第 7 3 条第 1 項中「減量及び」の次に「廃棄物又は廃棄物であることの疑いのある物の」を加える。

付 則

この条例は、平成 1 5 年 1 0 月 1 日から施行する。ただし、第 5 9 条、第 6 0 条第 2 項及び第 6 3 条の改正規定、第 6 3 条の次に 1 条を加える改正規定並びに第 7 3 条第 1 項の改正規定は、平成 1 5 年 1 2 月 1 日から施行する。

(提案理由)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びパーソナルコンピュータの製造等の事業を行う者の使用済パーソナルコンピュータの自主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。